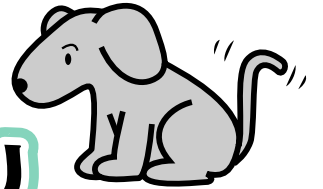


平成17年2月

別冊

海部西部4町村 合併協議会だより

海部西部4町村合併協議会
佐屋町・立田村・八開村・佐織町



住所表示の変更により 必要となる 手続きのお知らせ



4月1日から皆さんの住所の表示が変わります。
「愛西市」に変わることにより、「住所の変更手続き」が必要になる場合があります。
役場など、主な手続きについてお知らせいたします。

保育園への連絡は？



「保険証」はどうなるの
でしょうか



CONTENTS

愛西市の住所表示.....	2 ~ 3
役場関係.....	4
県関係.....	7
国関係.....	15
その他.....	16

どの図書館にいくの？



「図書館の利用カード」は
どうなるの？

愛西市の住所表示

佐屋町における変更点

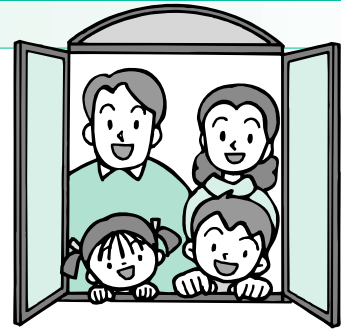
「海部郡佐屋町」を「愛西市」とします。
 大字 を 町とし、「字」の文字を削除します。
 地番表示で「の」は削除します。

「 番地の 」→「 番地 」

(例) 海部郡佐屋町大字東條字西田面11番地の1



愛西市東條町西田面11番地1



合併前	合併後	合併前	合併後
海部郡佐屋町大字佐屋	愛西市佐屋町	海部郡佐屋町大字西保	愛西市西保町
海部郡佐屋町大字須依	愛西市須依町	海部郡佐屋町大字東保	愛西市東保町
海部郡佐屋町大字内佐屋	愛西市内佐屋町	海部郡佐屋町大字西條	愛西市西條町
海部郡佐屋町大字柚木	愛西市柚木町	海部郡佐屋町大字東條	愛西市東條町
海部郡佐屋町大字北一色	愛西市北一色町	海部郡佐屋町大字本部田	愛西市本部田町
海部郡佐屋町大字日置	愛西市日置町	海部郡佐屋町大字大井	愛西市大井町
海部郡佐屋町大字稲葉	愛西市稲葉町	海部郡佐屋町大字大野	愛西市大野町
海部郡佐屋町大字甘村井	愛西市甘村井町	海部郡佐屋町大字鱒江	愛西市鱒江町
海部郡佐屋町大字金棒	愛西市金棒町	海部郡佐屋町大字善太新田	愛西市善太新田町
海部郡佐屋町大字落合	愛西市落合町		

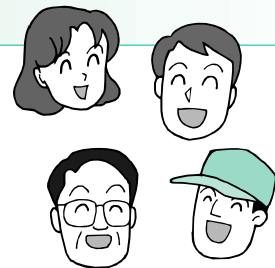
立田村における変更点

「海部郡立田村」を「愛西市」とします。
 大字 を 町とし、「字」の文字を削除します。

(例) 海部郡立田村大字石田字宮東68番地



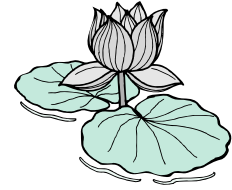
愛西市石田町宮東68番地



合併前	合併後	合併前	合併後
海部郡立田村大字早尾	愛西市早尾町	海部郡立田村大字後江	愛西市後江町
海部郡立田村大字葛木	愛西市葛木町	海部郡立田村大字雀ヶ森	愛西市雀ヶ森町
海部郡立田村大字戸倉	愛西市戸倉町	海部郡立田村大字山路	愛西市山路町
海部郡立田村大字新右工門新田	愛西市新右工門新田町	海部郡立田村大字森川	愛西市森川町
海部郡立田村大字下一色	愛西市下一色町	海部郡立田村大字小茂井	愛西市小茂井町
海部郡立田村大字四会	愛西市四会町	海部郡立田村大字三和	愛西市三和町
海部郡立田村大字宮地	愛西市宮地町	海部郡立田村大字立田	愛西市立田町
海部郡立田村大字石田	愛西市石田町	海部郡立田村大字福原新田	愛西市福原新田町

八開村における変更点

「海部郡八開村」を「愛西市」とします。
 大字 を 町とし、「字」の文字を削除します。
 (例) 海部郡八開村大字江西字大縄場151番地 1



愛西市江西町大縄場151番地 1

合併前	合併後	合併前	合併後
海部郡八開村大字上東川	愛西市上東川町	海部郡八開村大字高畑	愛西市高畑町
海部郡八開村大字下東川	愛西市下東川町	海部郡八開村大字江西	愛西市江西町
海部郡八開村大字鶉多須	愛西市鶉多須町	海部郡八開村大字元赤目	愛西市元赤目町
海部郡八開村大字二子	愛西市二子町	海部郡八開村大字赤目	愛西市赤目町
海部郡八開村大字川北	愛西市川北町	海部郡八開村大字立石	愛西市立石町
海部郡八開村大字藤ヶ瀬	愛西市藤ヶ瀬町	海部郡八開村大字下大牧	愛西市下大牧町
海部郡八開村大字給父	愛西市給父町	海部郡八開村大字塩田	愛西市塩田町

佐織町における変更点

「海部郡佐織町」を「愛西市」とします。
 大字 を 町とし、「字」の文字を削除します。
 ただし、大字のうち「大字町方新田」「大字草平新田」「大字鷹場新田」「大字大野山新田」「大字淵高新田」「大字西川端新田」については、合併期日に合わせてそれぞれ「新田」の文字が削除され、 町となります。
 「大字 新田」→「 町」
 (例) 海部郡佐織町大字草平新田字阿原86番地



愛西市草平町阿原86番地

合併前	合併後	合併前	合併後
海部郡佐織町大字諸桑	愛西市諸桑町	海部郡佐織町大字千引	愛西市千引町
海部郡佐織町大字南河田	愛西市南河田町	海部郡佐織町大字佐折	愛西市佐折町
海部郡佐織町大字北河田	愛西市北河田町	海部郡佐織町大字六輪	愛西市六輪町
海部郡佐織町大字小津	愛西市小津町	海部郡佐織町大字町方新田	愛西市町方町
海部郡佐織町大字諏訪	愛西市諏訪町	海部郡佐織町大字草平新田	愛西市草平町
海部郡佐織町大字根高	愛西市根高町	海部郡佐織町大字鷹場新田	愛西市鷹場町
海部郡佐織町大字持中	愛西市持中町	海部郡佐織町大字大野山新田	愛西市大野山町
海部郡佐織町大字見越	愛西市見越町	海部郡佐織町大字淵高新田	愛西市淵高町
海部郡佐織町大字勝幡	愛西市勝幡町	海部郡佐織町大字西川端新田	愛西市西川端町
海部郡佐織町大字古瀬	愛西市古瀬町		

住所表示の変更により必要となる手続き

内容については、以下の点にご留意下さい。

- ▶ 手続きが不要な事項についても、ご本人の希望により住所表示の変更をすることができるものもありますので、ご希望の方は担当窓口にお問い合わせ下さい。
- ▶ 役場関係の問い合わせは、各町村の事務担当部署にお問い合わせ下さい。
- ▶ 手続きに必要な住所表示の変更を証する書類は4月1日以降各庁舎(現在の各町村役場)において発行します。(手数料は無料です。)

役場関係

住民登録・戸籍 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続きの有無		手続き方法等	問い合わせ先
		要	不要		
戸籍				・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 住民課 立田村 住民衛生担当 八開村 住民課 佐織町 住民課
住民票				・住所変更の手続きは必要ありません。	
住民票コード				・住所変更の手続きは必要ありません。	
印鑑登録証	左記の登録証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 印鑑登録証の切替は随時必要です。	
外国人登録証明書	外国人登録をされている方			・合併後来庁された際に住所変更の内容を裏面に記載します。	
住民基本台帳カード	左記のカードをお持ちの方			・「愛西市」の住民基本台帳カードと交換しますので、合併後手続きを行って下さい。 (無料)	
公的個人認証サービス	左記のサービスを受けている方			・住民基本台帳カードの交換の際、あわせて手続きを行って下さい。	佐屋町 企画調整課 立田村 総務担当 八開村 総務課 佐織町 住民課

保険・医療 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続きの有無		手続き方法等	問い合わせ先
		要	不要		
国民健康保険被保険者証(退職被保険者を含む)	左記の被保険者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 国保衛生課 立田村 国保担当 八開村 住民課 佐織町 保険衛生課
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
国民健康保険標準負担減額認定証	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
老人医療の特定疾病受療証	左記の受療証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
母子家庭等医療費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 厚生課 立田村 厚生担当 八開村 住民課 佐織町 福祉課
乳幼児医療費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
障害者医療費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
戦傷病者医療費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
福祉給付金受給資格証明書兼支払証明書	左記の証明書をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	

母子・児童福祉・健康 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
保育所(園)への住所変更手続き	保育所(園)等へ入所(園)されている方等			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 厚生課 立田村 厚生担当 八開村 福祉課 佐織町 福祉課
児童手当	左記の手当を受給されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
児童扶養手当証書	左記の証書をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
特別児童扶養手当証書	左記の証書をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
母子健康手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	各町村 保健センター 佐屋町 TEL28 - 5833 立田村 TEL24 - 3638 八開村 TEL37 - 3311 佐織町 TEL24 - 9731
妊婦健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
乳児健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
健康手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
献血手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県赤十字血液センター TEL0561-84-1131
各種予防接種受診票	左記の受診票をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	各町村 保健センター 佐屋町 TEL28 - 5833 立田村 TEL24 - 3638 八開村 TEL37 - 3311 佐織町 TEL24 - 9731
歯っぴ～ノート	左記のノートをお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
歯っぴ～チケット ピカピカカード	左記のチケットをお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	

障害者福祉 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後市役所で変更の手続きを行って下さい。	佐屋町 厚生課 立田村 厚生担当 八開村 福祉課 佐織町 福祉課
療育手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後市役所で変更の手続きを行って下さい。	
特別障害者等手当証書	左記の証書をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
精神障害者福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後市役所で変更の手続きを行って下さい。	佐屋町 厚生課 TEL26 - 8111 立田村 厚生担当 TEL28 - 7278 八開村 福祉課 TEL37 - 0231 佐織町保健センター(予防課) TEL24 - 9731
精神障害者通院医療費 公費負担患者票	左記の患者票をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後市役所で変更の手続きを行って下さい。	

介護保険 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 厚生課 立田村 介護担当 八開村 福祉課 佐織町 福祉課
介護保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
介護保険特定標準負担額減額 認定証(特別養護老人ホームの 旧措置入所者に関する認定証)	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
介護保険利用者負担額減額・免除等認 定証(特別養護老人ホームの旧措置 入所者に関する認定証)	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
介護保険利用者負担額 減額・免除等認定証	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
訪問介護利用者負担額減額・免除 等認定証(法施行時の訪問介護利 用者等の利用者負担額軽減措置)	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
社会福祉法人等利用者負担減 免認定証(社会福祉法人等に よる利用者負担の減免措置)	左記の認定証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	



税務・会計 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
法人市民税に係る法人等の所在地の届出	左記に該当する法人			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 税務課 立田村 税務担当 八開村 税務課 佐織町 税務課
市県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出	左記に該当する特別徴収義務者			・住所変更の手続きは必要ありません。	
原動機付き自転車(125C以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識と交付証明書	左記の標識の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
税等の口座振替依頼書	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
口座振替支払請求書	債権者			・住所変更の手続きは必要ありません。	

建設・上下水道 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
鳥獣飼養登録票	左記の登録票をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 経済課 立田村 経済担当 八開村 経済課 佐織町 経済課
道路占用許可証(町村道)	左記の許可証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 土木課 立田村 建設担当 八開村 建設課 佐織町 土木課
道路使用許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	
河川占用許可証(町村所管分)	左記の許可証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
屋外広告物許可(届出)証	左記の許可証等をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 土木課 立田村 建設担当 八開村 建設課 佐織町 開発課
公園占用許可証	左記の許可証等をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
水道使用者の住所	水道を使用されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部南部水道企業団 (佐屋町・立田村の方) TEL32 - 3111 八開村浄水場(水道課) TEL37 - 1551 佐織町中部浄水場(水道課) TEL25 - 7505
指定給水装置工事事業者証	先の指定を受けている事業者			・住所変更の手続きは必要ありません。	

教育・社会教育関係 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
小中学校への住所変更手続き	学校等に在学されている方			・公立の小中学校、中学校については、住所変更の手続きは必要ありません。私立の学校等については、各校へお問い合わせ下さい。	佐屋町 学校教育課 立田村 教育担当 八開村 教育課 佐織町 教育課
図書利用者(貸出)カード	左記のカードをお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町立図書館 TEL28 - 7760 立田村総合体育館図書室 TEL24 - 3637 佐織町中央公民館図書室 TEL26 - 1123

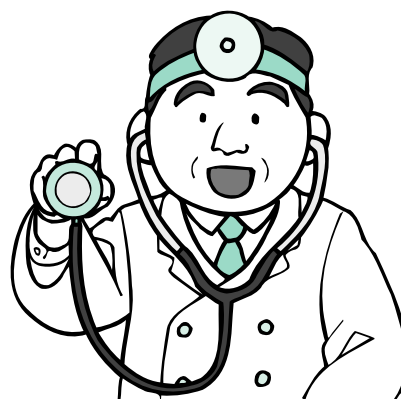
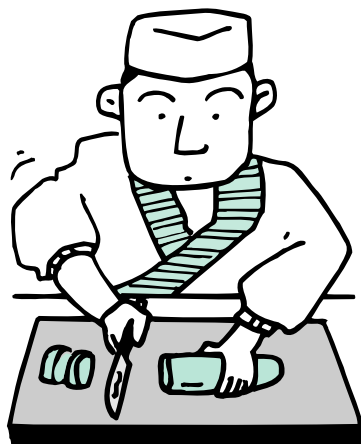
その他 連絡先(代表) 佐屋町 TEL26 - 8111 立田村 TEL28 - 7278 八開村 TEL37 - 0231 佐織町 TEL25 - 1111

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	佐屋町 総務課 立田村 総務担当 八開村 総務課 佐織町 総務課
地縁による団体	地方自治法第260条の2により認可された団体			・住所変更の手続きは必要ありません。合併後に開催される総会で、規約等にある住所等を変更し、市役所へ届け出て下さい。	

県関係

項 目	該 当 者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
公益法人の登記事項変更の届出(知事の所管に属する)	左記に該当する公益法人			・合併後すみやかに県所管課・室に登記簿の謄本を添付して届出をして下さい。	愛知県関係各所管課
恩給受給者の住所	恩給を受給されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	総務省人事・恩給局 TEL03 - 5273 - 1400
不動産鑑定士(補)の登録(変更)	左記の登録をされている方			・合併後すみやかに住所変更の手続きを行って下さい。 所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、新市で発行する変更証明書を添付し県土地対策室に提出して下さい。	愛知県企画振興部 土地水資源課 TEL052 - 961 - 2111
不動産鑑定業者の登録(変更)	左記の登録をされている業者			・合併後すみやかに住所変更の手続きを行って下さい。 所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、新市で発行する変更証明書を添付し県土地対策室に提出して下さい。	
通訳案内業免許	左記の免許をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、通常の書換え手続きを行って下さい。	愛知県産業労働部 観光交流課 TEL052 - 961 - 2111
旅券(パスポート)	左記の旅券をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みすると無効となりますのでご注意ください。	海部県民生活プラザ TEL24 - 3220
	左記の旅券の発給申請をされる方			・旅券の発給申請のために提出する住民票等は、発行後6ヶ月以内のものであれば合併前のものでも使用できます。また、本人確認書類等は有効期限内であれば合併前のものでも使用できます。	
宗教法人の主たる事務所、従たる事務所及び代表役員の住所	4町村内に主たる事務所等がある法人及びその代表役員			・住所変更の手続きは必要ありません。法務局にて修正されます。 法務局での修正がされるまでの間に変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して、変更の申し出をして下さい。	海部事務所 県民総務課 TEL24 - 2111
特定非営利活動法人の主たる事務所、従たる事務所及び理事の住所	4町村内に主たる事務所等がある法人及びその理事			・住所変更の手続きは必要ありません。法務局にて修正されます。 法務局での修正がされるまでの間に変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して、変更の申し出をして下さい。	あいち NPO 交流 プラザ TEL052 - 961 - 8100
学校法人寄附行為変更認可申請書	私立学校を設置する法人			・合併後すみやかに県庁で手続きを行って下さい。	愛知県県民生活部 文化学事課私学振興室 TEL052 - 961 - 2111
位置(地番)変更届	私立学校			・合併後すみやかに県庁で手続きを行って下さい。	
学(園)則変更届	私立学校			・合併後すみやかに県庁で手続きを行って下さい。	

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
計量証明事業登録	左記の登録等を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県計量センター TEL052-603-6300
特定計量器製造(修理、販売)事業届出	左記の登録等を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
適正計量管理事業所の指定	左記の登録等を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
精神障害者福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	津島保健所 地域保健課 TEL26 - 4137
精神障害者通院医療費公費負担	左記の対象となる方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
結核医療費公費負担	左記の対象となる方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
小児慢性特定疾患医療受診券	左記の受診券をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	津島保健所 総務企画課 TEL26-4137
特定疾患治療研究事業医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
被爆者健康手帳(被爆者健康診断受診者証を含む)	左記の手帳をお持ちの方			・合併後、県保健所へ来庁の際に住所変更の手続きを行って下さい。	
危険な動物に係る許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県動物保護管理センター 尾張支所 TEL0586-78-2595
動物取扱業に係る届出	左記の届出をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
食品衛生法に係る許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	津島保健所 衛生課 TEL26 - 4137
と畜場法に係る許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
食鳥処理法に係る許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
化製場法に係る許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
動物処理場	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	



項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
調理師名簿の書換	調理師の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	津島保健所 衛生課 TEL26 - 4137
製菓衛生師名簿の書換	製菓衛生師の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
クリーニング師原簿の書換	クリーニング師の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
理容所開設届	左記の届出をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
美容所開設届	左記の届出をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
クリーニング所開設届	左記の届出をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
プール設置届	左記の届出をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
旅館営業許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
公衆浴場営業許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
興業場営業許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
特定建築物の届出	左記の届出をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
建築物清掃業	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 登録証明書の変更を希望される方は、登録証明書を添付して、変更の手続きを行ってください。	
建築物空気環境測定業	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 登録証明書の変更を希望される方は、登録証明書を添付して、変更の手続きを行ってください。	
建築物空気調和用ダクト清掃業	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 登録証明書の変更を希望される方は、登録証明書を添付して、変更の手続きを行ってください。	
建築物飲料水水質検査業	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 登録証明書の変更を希望される方は、登録証明書を添付して、変更の手続きを行ってください。	
建築物ねずみ昆虫等防除業	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 登録証明書の変更を希望される方は、登録証明書を添付して、変更の手続きを行ってください。	
建築物環境衛生総合管理業	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 登録証明書の変更を希望される方は、登録証明書を添付して、変更の手続きを行ってください。	
墓地・納骨堂又は火葬場の経営許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
薬局開設許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
医薬品販売業許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
医療用具販売業・賃貸業届出	左記の届出をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
配置従事者の身分証	左記の身分証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売・修理業許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
毒物劇物販売業登録	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
毒物劇物製造・輸入業登録	左記の登録をしている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	

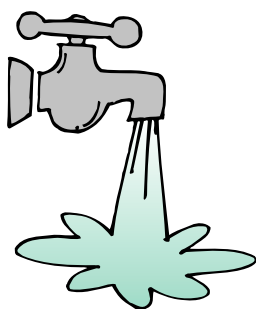
項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
社会福祉法人の主たる事務所	4町村内に主たる事務所がある法人			・合併後、所在地名に変更があった場合は、定款変更後、県福祉事務所に届け出て下さい。	海部事務所 健康福祉課 TEL24 - 2111
社会福祉法人の代表権を有する者の住所	代表権を有する者の住所 4町村内にある法人			・合併後、代表権を有する者の住所地名に変更があった場合は、法務局へ変更登記を行って下さい。	名古屋法務局 津島支局 TEL26 - 2423
戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部事務所 健康福祉課
高齢者住宅整備資金貸付	左記の貸付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	TEL24 - 2111
身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後の市役所で手続きを行うことができます。	愛知県中央児童・ 障害者相談センター TEL052 - 961 - 7250
療育手帳	左記の手帳をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後の市役所で手続きを行うことができます。	愛知県中央児童・ 障害者相談センター TEL052 - 961 - 7250 海部児童相談センター TEL25 - 8118
特別児童扶養手当証書	左記の手当てを受給している方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部事務所 健康福祉課 TEL24 - 2111
愛知県心身障害者扶養共済制度	左記の制度に加入している方、年金受給権者の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
障害者住宅整備資金貸付	左記の貸付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
母子寡婦福祉資金貸付金	左記の貸付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
児童扶養手当証書	左記の手当てを受給している方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
児童手当	左記の手当てを受給している方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県健康福祉部 児童家庭課 TEL052 - 961 - 2111
介護サービス提供事業者の指定・許可	左記の指定・許可を受けている事業者			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県健康福祉部 高齢福祉課 TEL052 - 961 - 2111
介護福祉士等修学資金貸付	左記の貸付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県健康福祉部 医療福祉計画課 TEL052 - 961 - 2111
産業廃棄物処理業許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部事務所 環境保全課 TEL24 - 2111
産業廃棄物処理施設設置許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
小規模産業廃棄物処理施設設置等届出	左記の届出を行っている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
積替保管施設、再生活用施設設置届出	左記の届出を行っている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
一般廃棄物処理施設設置許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
登録廃棄物再生事業者	左記の事業者			・住所変更の手続きは必要ありません。	
小規模一般廃棄物焼却施設設置届出	左記の届出を行っている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	



項 目	該 当 者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
浄化槽設置届出	左記の届出を行っている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部事務所 環境保全課 TEL24 - 2111
浄化槽保守点検業者登録	左記の登録をされている事業者			・住所変更の手続きは必要ありません。	
狩猟免許	左記の免許の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 狩猟免許の更新時に変更しますが、その前に変更を希望される方は、海部事務所 で手続きをして下さい。	
温泉法温泉掘削、増掘、動力装置許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 町村及び町村が加入している団体等については手続きが必要ですので、お問い合わせ下さい。	海部事務所 環境保全課 TEL24 - 2111
温泉法温泉利用許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 町村及び町村が加入している団体等については手続きが必要ですので、お問い合わせ下さい。	
肥料登録の申請	左記の普通肥料(知事登録)の生産業者の方			・合併後すみやかに住所変更手続きを行って下さい。	海部農林水産事務所 農政課 TEL24 - 2111
肥料販売業務の届出	左記の肥料販売業者の方、肥料生産業者の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
特殊肥料生産業者の届出	左記の特殊肥料生産業者の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
農薬販売業の届出	左記の農薬販売業者の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
動物用医薬品販売業許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	尾張家畜保健所 TEL0568 - 81 - 1874



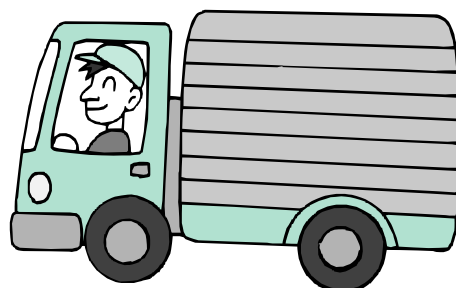
項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
農業改良資金	左記の資金を借り受けている方			・合併後すみやかに住所変更手続きを行って下さい。	海部農林水産事務所 農業改良普及課 TEL65 - 4312
診療施設の開設届	左記の届出を行っている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	津島保健所 総務企画課 TEL26-4137
漁船登録	左記の登録証票の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。登録漁船の検認申請時等に住所表記の変更をします。	海部農林水産事務所 農政課 TEL24 - 2111
遊漁船業の登録	左記の登録証票の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。遊漁船業の更新申請時等に住所表記の変更をします。	
旅行業及び旅行業代理業	県知事登録旅行者の方 及び旅行者代理業者の方			・住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届等時にあわせて手続きをして下さい。	愛知県産業労働部 観光交流課 TEL052 - 961 - 2111
建設工事入札参加資格者名簿登録	左記の名簿に登録されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県建設部建設総務課 TEL052 - 961 - 2111
建設業許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部建設事務所 総務課 TEL24 - 2111
解体工事業の登録	左記の登録を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
浄化槽工事業の登録	左記の登録を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県建設部 建築指導課 TEL052 - 961 - 2111
特例浄化槽工事業の届出	左記の届出を行っている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
道路占用許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部建設事務所 維持管理課 道路担当 TEL24 - 2111
河川占用許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部建設事務所 維持管理課 河川担当 TEL24 - 2111
砂防指定地内行為許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	海部建設事務所 維持管理課 TEL24 - 2111
地すべり防止区域内行為許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	左記の許可を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
宅地建物取引業免許証及び宅地建物取引主任者証	左記の免許証及び主任者証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。宅建業法上の書換え(更新を含む)時に変更します。	愛知県建設部 住宅管理課 TEL052 - 961 - 2111
建築士事務所登録 二級・木造建築士免許	建築士事務所登録、二級・木造建築士免許登録を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県建設部 建築指導課 TEL052 - 961 - 2111
専用水道の確認申請又は新規専用水道の届出	専用水道を設置されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	津島保健所 衛生課 TEL26-4137



項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
愛知県入札参加資格者名簿	左記の名簿に登録している方			・住所変更の手続きは必要ありません。 県外登録者は、変更届により住所変更を行って下さい。	愛知県出納事務局 TEL052 - 961 - 2111
口座振込依頼書兼債権者登録票	左記の申請者の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
警備業認定証	左記の認定証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	津島警察署 生活安全課 TEL24 - 0110
警備員指導教育責任者証(本籍)	左記の責任者証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	
機械警備業務管理者証(本籍)	左記の管理者証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	
警備業各検定証(本籍)	左記の検定証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	
古物営業許可証	左記の認定証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	
質屋営業許可証	左記の認定証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	
風俗営業許可証	左記の認定証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	
銃砲刀剣類所持許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	
猟銃用火薬類等譲受許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時にあわせて住所変更を行います。	



項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
自動車保管場所証明証	左記の証明証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。 「自動車の保管場所の確認等に関する法律施行令」が改正されるまでの間、現在の適用地域がそのまま適用されます。	津島警察署 交通課 TEL24 - 0110
道路使用許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	海部建設事務所 維持管理課 TEL24 - 2111
駐車許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	津島警察署 交通課 TEL24 - 0110
通行禁止道路通行許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	
制限外積載許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	
設備外積載許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	
荷台乗車許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	
制限外けん引許可証	左記の許可証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	
緊急通行車両事前届出証	左記の届出証の交付を受けている方			・短期につき、更新や記載事項変更届出がないため、住所変更の手続きは必要ありません。	
緊急自動車指定(届出確認)証	左記の指定(届出確認)証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 合併に伴い会社名や組織名等が変わる場合は、警察署又は交通規制課で手続きを行います。	
道路維持作業用自動車指定(届出確認)証	左記の指定(届出確認)証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。 合併に伴い会社名や組織名等が変わる場合は、交通規制課で手続きを行います。	
自動車運転免許証	左記の免許証の交付を受けている方			・住所変更の手続きは必要ありません。更新時等にあわせて住所変更を行います。 更新前に変更を希望される方は、警察署又は運転者講習センターで手続きを行ってください。	



国 関 係

項 目	該 当 者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
郵便番号				・郵便番号は当分の間変わりません。	お住まいの最寄の郵便局
郵便貯金通帳、証書(郵便局)	左記通帳等をお持ちの方			・一般的には、住所変更の手続きは必要ありません。個別事項については、郵便局へお問い合わせ下さい。	
キャッシュカード(郵便局)	左記のカードをお持ちの方				
簡易保険証書	左記の証書をお持ちの方				
政府管掌健康保険被保険者証の住所	左記の被保険者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	各保険者(社会保険事務所)
政府管掌健康保険適用事業所の住所	左記保険の適用事業所			・住所変更の手続きは必要ありません。	
国民年金受給者の住所	国民年金を受給されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	中村社会保険事務所 TEL052-451-3481
厚生年金保険受給者の住所	厚生年金を受給されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
国民年金加入者の住所	左記の年金に加入されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
厚生年金保険加入者の住所	左記の保険に加入されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
厚生年金保険適用事業所の住所	左記保険の適用事業所			・住所変更の手続きは必要ありません。	
不動産(土地・建物)の登記簿の所在				・所在の変更の手続きは必要ありません。	
不動産(土地・建物)等に所有者、抵当権者等として登記されている住所や本店所在地	土地・建物の登記簿等に4町村の住所で登記されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して、登記名義人の住所変更手続きをして下さい。(認印必要)	
会社等の登記簿に登記されている本店、主たる事務所や役員の住所	4町村内に本店、主たる事務所がある会社や法人及びその代表者			・本店(主たる事務所)の変更登記の手続きは必要ありません。 ・代表取締役等の役員の住所についても必要ありません。 早急に変更を希望される方は、法務局に申し出て下さい。	
労働安全衛生法による免許証、技能講習終了証の住所	左記の免許証等をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	津島労働基準監督署 TEL26 - 4155
事業所雇用保険受給者	左記保険の受給の方			・住所変更の手続きは必要ありません。	津島公共職業安定所 TEL26 - 3158
事業所雇用保険受給資格者証	左記の資格者証をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
雇用保険適用事業所の所在地	左記保険の適用事業所			・所在地変更の手続きは必要ありません。	
自動車検査証	軽自動車(三輪、四輪)の使用者・所有者			・住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して変更登録の手続きをして下さい。(廃車届を含む)	愛知運輸支局 TEL052 - 351 - 5316
	普通自動車及び小型二輪自動車(排気量250CC以上)の使用者・所有者			・住所変更の手続きは必要ありません。譲渡及び廃車をする場合は、新市で発行する変更証明書を添付して手続きをして下さい。	
軽自動車届出済証	二輪の軽自動車(排気量126CC~249CC)の使用者・所有者			・住所変更の手続きは必要ありません。譲渡及び廃車をする場合は、新市で発行する変更証明書を添付して手続きをして下さい。	

その他

項目	該当者	手続の有無		手続方法等	問い合わせ先
		要	不要		
加入電話に関する契約 (NTT西日本)	左記電話利用者			・住所変更の手続きは必要ありません。	NTT 西日本 局番なし 116
電話帳記載の住所	電話帳に記載されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	
加入電話に関する契約 (NTTドコモ)	左記携帯電話利用者			・住所変更の手続きは必要ありません。	DoCoMo インフォ メーションセンター TEL0120 - 800 - 000 携帯・PHS から TEL 局番なし 151
加入電話に関する契約 (KDDI)	左記携帯電話利用者			・原則、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし変更を希望される方は、au ショップ、 au お客様センターにて、住所変更の手続きを行 って下さい。	au お客様センター TEL0077 - 7 - 111 携帯から TEL 局番なし 157
加入電話に関する契約 (ボーダフォン)	左記携帯電話利用者			・原則、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし変更を希望される方は、ボーダ フォンショップ、ボーダフォンお客様セ ンター、ボーダフォンホームページにて、 住所変更の手続きを行って下さい。	ボーダフォンお客様 センター TEL0088 - 241 - 157 携帯から TEL 局番なし 157
電気使用者の住所	電気を使用されている方			・住所変更の手続きは必要ありません。	中部電力(株) 津島営業所 TEL28 - 1141
預金通帳・証書・キャ ッシュカード(農業協 同組合)	左記の通帳等をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	最寄の農業協同組 合窓口
共済証書	左記の証書をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。	各共済組合
普通預金通帳・定期預 金証書等・キャッシュ カード(郵便局、農協 を除く)	左記の通帳等をお持ちの方			・住所変更の手続きは必要ありません。 当座預金、融資取引等がある方は、住所変 更の手続きが必要となる場合があります ので、各金融機関へお問い合わせ下さい。	各金融機関
クレジットカード	クレジットカードをお持 ちの方			・一般的に住所変更の手続きは必要ありま せんが、詳細については、各クレジット 会社へお問い合わせ下さい。	各金融機関 各クレジット会社
各種有価証券	株券等の有価証券をお持 ちの方			・各社とも対応が異なりますので、詳細に ついては、各取扱い窓口にお問い合わせ 下さい。	各契約先
生命保険・損害保険証 書等	左記の証書をお持ちの方			・一般的に住所変更の手続きは必要ありま せんが、詳細については、各保険会社へ お問い合わせ下さい。	
NHK受信料	受信契約者			・住所変更の手続きは必要ありません。	NHK コールセンター TEL0570 - 077077
リース契約書	リース契約をされている方			・一般的に住所変更の手続きは必要ありま せんが、詳細については、各リース会社 へお問い合わせ下さい。	各リース会社(契約先)
信用保証委託者、連帯 保証人等の住所	左記の住所を登録されて いる方			・住所変更の手続きは必要ありません。	愛知県信用保証協会 TEL052 - 454 - 0531
インターネット契約者	左記の契約をされている方			・一般的に住所変更の手続きは必要ありま せんが、詳細については、各プロバイダー へお問い合わせ下さい。	各プロバイダー(契 約先)

主なもののみ掲載とさせていただきます。

発行 海部西部4町村合併協議会事務局
〒496-8555 愛知県海部郡佐屋町大字稲葉字米野308番地(佐屋町役場内)
TEL 0567-26-8111(代) FAX 0567-26-8311
<http://www.ama-seibu-gappei.jp/>
E-mail: info@ama-seibu-gappei.jp

別冊 平成17年2月1日発行